

(別紙)

7月提供原稿案

#### JA鳥取県人権・同和問題対策推進本部からのお知らせ

JAグループ鳥取では人権・同和問題に対して「第7次（2018～2020年度）JA鳥取県人権・同和問題対策推進方針」をもとに、差別と偏見のない社会の実現のために取り組んでいきます。

組合員の方はもとより、地域住民の方にも人権・同和問題が身近な存在であることに気付いてもらうため、第7次（2018～2020年度）の期間中、人権・同和問題に対する啓発記事を年4回連載します。

#### 第12回「災害時の人権について」

7月、西日本を中心とした記録的豪雨が発生し、多くの尊い命が犠牲となりました。

自然災害はいつどこで起きるか分かりません。

もし、被災者となり避難生活を余儀なくされた場合、普段とは違う生活を強いられることから、強い不安やストレスを感じ、他者を思いやる余裕がなくなり、周囲への配慮に欠ける言動になってしまう可能性があります。

避難所での生活では、高齢者や障がい者、病人、子ども、言葉の壁のある外国人などといった、特別な援助や配慮を必要とする、いわゆる「災害弱者」と呼ばれる人たちの場合、その困難はより大きなものになります。さらに、性別、性自認、家族状況によっても必要な支援は異なり、男女別の更衣スペース、授乳スペースの確保、一人暮らしの女性や乳幼児のいる家庭など被災者の状況に応じた間仕切りの配慮などが必要になります。

誰もが被災者になる可能性がある中で、日頃から、「相互扶助」、「助け合いの精神」のもと、共に助け合い、相手を尊重することが大切ではないでしょうか。